

温泉分析書

1. 申請者

住所 香川県仲多度郡琴平町977番地1
氏名 株式会社琴平グランドホテル 代表取締役社長 近兼孝休

2. 源泉名及び湧出地

源泉名 湯元こんびら温泉華の湯
湧出地 香川県仲多度郡琴平町字川西559番5

3. 試験方法

鉱泉分析法指針（平成14年3月改訂）

4. 湧出地における調査及び試験成績

イ	調査及び試験者	(社) 香川県薬剤師会検査センター 曾根 正樹
ロ	調査及び試験年月日	平成19年11月16日 (くもり)
ハ	泉温	26.2°C (気温 13.1°C)
ニ	湧出量	130L/min (掘削:1503m、動力揚水)
ホ	知覚的試験	微黄濁色、黒色浮遊物あり、ガス発生なし
ヘ	pH値	7.4
ト	ラドン (Rn) 含有量	17.4×10^{-10} Ci/kg (4.8M・E/kg)

5. 試験室における試験成績

イ	試験者	(社) 香川県薬剤師会検査センター 曾根 正樹
ロ	分析終了年月日	平成19年11月28日
ハ	知覚的試験	黄白濁色、黄褐色・黒色沈殿物あり、ガス発生なし (採水後67時間)
ニ	密度	1.0009 (20°C)
ホ	pH値	7.3
ヘ	蒸発残留物	3.94g/kg (180°C)

6. 試料 1 kg中の成分、分量及び組成

イ 陽イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
リチウムイオン	0.2	0.03	0.04
ナトリウムイオン	946.1	41.15	59.49
カリウムイオン	9.0	0.23	0.33
マグネシウムイオン	147.9	12.17	17.59
カルシウムイオン	304.7	15.20	21.97
ストロンチウムイオン	2.2	0.05	0.07
バリウムイオン	0.1	0.00	0.00
マンガンイオン	0.2	0.01	0.01
鉄 (II) イオン	8.9	0.32	0.46
アルミニウムイオン	0.1	0.01	0.01
陽イオン 計	1419.4	69.17	99.97

ロ 陰イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
塩化物イオン	2297.9	64.82	95.48
臭化物イオン	9.0	0.11	0.17
ヨウ化物イオン	1.0	0.01	0.01
硫酸イオン	0.2	0.00	0.00
炭酸水素イオン	179.8	2.95	4.34
陰イオン 計	2487.9	67.89	100.0

ハ 遊離成分

非解離成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタケイ酸	34.3	0.44
メタホウ酸	23.1	0.53
非解離成分 計	57.4	0.97

溶存物質 (ガス性のものを除く)

3.96 g/kg

溶存ガス成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素	17.9	0.41
溶存ガス成分 計	17.9	0.41

成分総計

3.98 g/kg

温泉分析書別表

1. 源泉名 湯元こんびら温泉華の湯
2. 源泉所在地 香川県仲多度郡琴平町字川西559番5
3. 源泉分析申請者 株式会社琴平グランドホテル 代表取締役社長 近兼孝休
4. 泉質 ナトリウム・カルシウム-塩化物温泉（低張性中性低温泉）
5. 源泉での分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境庁自然保護局長発（昭和57年5月25日）環実施第227号及び228号によれば次のとおりである。

【浴用の禁忌症】

浴用の一般的禁忌症 急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（特に初期と末期）

【浴用の適応症】

療養泉の一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進

泉質別適応症 きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性夫人病

【飲用の禁忌症】

飲用の泉質別禁忌症 腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする。

【飲用の適応症】

泉質別適応症 慢性消化器病、慢性便秘

浴用又は飲用上の一般的注意事項

温泉には老化現象が認められ、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければかえって疾病に不利に働く場合がある。したがって浴用又は飲用上の注意事項はおおむね次によることとし、特に飲用には新鮮な温泉を用いるとともに源泉及び飲泉施設については十分な公衆衛生上の配慮を行うこと。

（1）浴用上の注意事項

- ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当り1回程度とすること。
その後1日当り2回ないし3回までとすること。
- イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり（湯さわり又は浴場反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ. 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - （ア）入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、なれるにしたがって延長してもよい。
 - （イ）入浴中は、運動浴の場合は別として一般に安静を守る。
 - （ウ）入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。）
 - （エ）入浴後は、湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - （オ）次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。
イ. 高度の動脈硬化症 ロ. 高血圧症 ハ. 心臓病
 - （カ）熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意する。
 - （キ）食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - （ク）飲酒しての入浴は特に注意する。

(2) 飲用上の注意事項

ア. 飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。

イ. 温泉飲用の1回の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlないしは1000mlまでとすること。

ウ. 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。

エ. 以上のほか、飲用については次の諸点に注意すること。

(ア) 一般に食前30分ないし1時間がよい。

(イ) 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用とする。含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。

(ウ) 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

(注) この別表は温泉法第14条による掲示に必要な参考資料となるものである。

この温泉を公共の浴用又は飲用に供するときは、温泉法第13条による知事の許可を必要とする。

平成19年12月5日

温泉法に基づく登録分析機関 登録番号 香川第2号

〒760-0006 高松市亀岡町9番20号

電話 087-834-5145

社団法人香川県薬剤師会検査センター

所長 増井 武彦